

山ノ内町農業機械等導入支援事業の概要

1 目的

農業機械による農作業の効率化・生産性・品質向上や労働負担の軽減、営農体制の構築と継続的な維持並びに耕作放棄地の解消及び拡大防止

2 補助金の対象となる者

次に掲げる①から⑨の要件のいずれかに該当する者で、⑩から⑭を全て満たす者。

- ① 専業農家
- ② 認定農業者
- ③ 認定新規就農者
- ④ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ⑤ 集落営農組織
- ⑥ 農家で組織された団体（3戸以上の農業者で組織された団体又は農業者3名以上で構成された農業生産法人（農家グループ）で、規約を有している組織
- ⑦ 農地所有適格法人
- ⑧ 人・農地プランに位置付けられた認定農業者又は認定新規就農者が構成員に含まれている会計を一にする団体
- ⑨ その他町長が適当と認める者及び団体
- ⑩ 町内に居住し、住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店主たる事務所又は本店を置く法人であること。
- ⑪ 町税を滞納していないこと。
- ⑫ 該当年度より過去2年度に当該補助金の交付を受けていないこと。
※令和4年度、令和5年度で補助金の交付を受けた方は、令和6年度は申請できません。
- ⑬ 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。
- ⑭ 山ノ内町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

3 補助対象経費

- ・ 農業機械等を導入する経費（下取り価格がある場合は、購入価格から減額する。）
- ・ 農作業の用途以外に容易に供されるもので、汎用性の高い機械等は対象としない。
（例）トラック類（軽トラ、小型特殊自動車を含む）、バックホー、ブルドーザー、タイヤショベル、キャリアダンプ、クローラ、除雪機、冷蔵庫、貯蔵庫、精米機等。
- ・ 個人利用の対象となる機械は、次の7種類のみとする。
剪定枝粉碎機、果樹用高所作業機、乗用型草刈機、スピードスプレーヤー（自走式動力噴霧機含む）、乗用型トラクター（作業機含む）、コンバイン、田植機（側条施肥が可能なもの。）

4 補助金の額等

- ・ 事業費は、20万円以上を補助対象とする。補助金額は事業費の10分の3以内で、以下の事業費区分に応じた額とする。また、補助金の対象となる者①及び④から⑨の者で1経営体でも認定農業者が構成員であるときは、上限補助金額に加算した額を上限補助金額とする。

(上段：個人利用 下段：共同利用)

事業費区分	上限 補助金額	認定農業者等 加算額	加算後 上限補助金額
20 万円以上～100 万円未満	3 万円	1 万円	4 万円
	6 万円	5 万円	11 万円
100 万円以上～200 万円未満	12 万円	3 万円	15 万円
	24 万円	10 万円	34 万円
200 万円以上～300 万円未満	18 万円	4 万円	22 万円
	36 万円	15 万円	51 万円
300 万円以上～400 万円未満	24 万円	6 万円	30 万円
	48 万円	20 万円	68 万円
400 万円以上	27 万円	9 万円	36 万円
	54 万円	30 万円	84 万円

・補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てる。

5 交付申請等

・交付申請書には、見積書・カタログの写し、預金通帳の写し及び設置・保管場所の位置図、採択ポイント（別紙 1）を、共同利用の場合は、規約（会則）、農家グループ構成員名簿及び事業実施同意書、機械等の管理運営に関する規程を添付する。

6 実績報告及び状況確認

・実績報告書には、事業明細を記した領収書の写し、導入写真（正面・側面・背面）、作業写真を添付する。
・補助金の交付年度及び当該年度経過後 2 年度間にわたり、機械等の使用実績報告書を毎年度 3 月末までに報告する。